

# 兵庫県公報

令和5年12月26日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示   | ページ |
|---|-----|
| ○ 兵庫県資源管理方針の変更（水産漁港課）   | 1   |
| ○ まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（同） | 12  |
| ○ くろまぐろ（大型魚）の令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（同）                                     | 13  |
| ○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）  | 13  |
| ○ 同 上（同）  | 18  |
| ○ 同 上（同）  | 19  |
| ○ 同 上（同）  | 20  |
| ○ 同 上（同）  | 20  |
| ○ 同 上（同）  | 21  |
| ○ 同 上（同）  | 22  |
| ○ 同 上（同）  | 23  |
| ○ 同 上（同）  | 24  |
| ○ 同 上（同）  | 24  |
| ○ 同 上（同）  | 25  |
| ○ 同 上（同）  | 26  |
| ○ 同 上（同）  | 27  |
| ○ 同 上（同）  | 28  |
| ○ 同 上（同）  | 29  |
| ○ 同 上（同）  | 30  |
| ○ 同 上（同）  | 30  |
| ○ 同 上（同）  | 31  |
| ○ 同 上（同）  | 32  |
| ○ 同 上（同）  | 32  |

## 告 示

### 兵庫県告示第1241号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、兵庫県資源管理方針（令和2年兵庫県告示第1229号）を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県資源管理方針

#### 第1 資源管理に関する基本的な事項

##### 1 漁業の状況

本県は瀬戸内海と日本海に面し、それぞれの海域特性に応じた多様な漁船漁業及び養殖業が営まれている。平成31年の生産量は121,327トン（瀬戸内海109,889トン、日本海11,437トン）、生産額は523億円（瀬戸内海423億円、日本海100億円）で、生産量が全国順位の上位を占める水産物も多く、京阪神等へ水産物を供給する重要な基地となっているほか、貴重な地域資源として各地域の観光業や水産加工業の活性化にも寄与している。

このように水産業は、地域経済の発展にも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

##### 2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資

源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、国に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

## 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

### 1 定義

#### (1) 特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源

#### (2) 知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、県が設定する管理区分

### 2 知事管理区分に定める事項

#### (1) 水域

#### (2) 対象とする漁業

#### (3) 漁獲可能期間

## 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができる。

### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

## 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行する。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせで資源管理を行う。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行う。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

県は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の県への報告が行われるよう指導を行う。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を国へ報告し、国及び県が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 種苗放流等の取組及び資源管理の進め方

水産資源の維持増大にむけて、種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組を推進する。

今後も資源管理と種苗放流等の相互の取組の連携を図ることとし、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく。

第7 兵庫県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源に関する具体的な資源管理の方針は「別紙1-1まあじ」から「別紙1-8うるめいわし対馬暖流系群」に、特定水産資源以外の水産資源のうち、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行なわれていない水産資源の管理の方向性については「別紙3-1まだい瀬戸内海東部系群」から「別紙3-11べにずわいがに日本海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（以下「まあじを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まあじの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類      | 漁獲努力量  |
|------------|--------|
| まあじを採捕する漁業 | 5,167隻 |

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（以下「まいわしを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まいわしの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類       | 漁獲努力量  |
|-------------|--------|
| まいわしを採捕する漁業 | 5,167隻 |

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県するめいか漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（以下「するめいかを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいかの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量 |
|-------|-------|
|       |       |

するめいかを採捕する漁業

5,167隻

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十三号に掲げる漁業をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県日本海定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業(法第60条第3項に規定する定置漁業)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

3 兵庫県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある漁業者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1及び第2の2に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、やむを得ない混獲を管理するための数量として0.1トンを超えて第2の3兵庫県その他漁業区分に配分する。残りの数量は第2の1の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第2の2兵庫県定置漁業区分に配分するものとし、その配分に際しては、知事管理区分毎に以下の当初配分時の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、第2の1の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第2の2兵庫県定置網漁業区分に以下の追加配分時の比率により配分する。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

（当初配分時の比率）

| 管理区分            | 比率  |
|-----------------|-----|
| 兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業 | 1.9 |
| 兵庫県日本海定置漁業      | 0.3 |

（追加配分時の比率）

| 管理区分            | 比率  |
|-----------------|-----|
| 兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業 | 0.8 |
| 兵庫県日本海定置漁業      | 0.2 |

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1-5）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業

(i) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

② 対象とする漁業

沿岸まぐろはえ縄漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、4割を本県の留保枠とし、残りの6割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合についても同様に配分を行う。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

| 管理区分          | 比率  |
|---------------|-----|
| 兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業 | 2.0 |
| 兵庫県その他漁業      | 1.7 |

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（以下「まさば及びごまさばを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類            | 漁獲努力量  |
|------------------|--------|
| まさば及びごまさばを採捕する漁業 | 5,167隻 |

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海うるめいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙3-1）

第1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-2）

第1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-3）

第1 水産資源

しらす（瀬戸内海兵庫県周辺海域（かたくちいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業において、直近5年間（2016～2020年）のCPU E水準付近（226.22～266.14kg/隻日）を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-4）

第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-5）

第1 水産資源

たちうお（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の釣り漁業及びびき縄漁業において、直近5年間（2016～2020年）のCPU E水準付近（2.03～2.39kg/隻日）を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-6）

第1 水産資源

まだこ（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のCPU E水準付近を維持する。

| 漁業種類       | 直近5年間(2016~2020年)のCPUE水準 |
|------------|--------------------------|
| 小型機船底びき網漁業 | 6.69~7.88kg/隻日           |
| たこつぼ漁業     | 10.51~12.36kg/隻日         |
| せん漁業       | 4.43~5.21kg/隻日           |

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-7)

第1 水産資源

はも(瀬戸内海兵庫県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間(2016~2020年)のCPUE水準付近を維持する。

| 漁業種類       | 直近5年間(2016~2020年)のCPUE水準 |
|------------|--------------------------|
| 小型機船底びき網漁業 | 8.27~9.73kg/隻日           |
| はえ縄漁業      | 39.88~46.92kg/隻日         |

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-8)

第1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-9)

第1 水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。）

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-10)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-11)

第1 水産資源

べにずわいがに日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし



兵庫県告示第1242号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 特定水産資源        | 管理区分            | 知事管理漁獲可能量   |
|---------------|-----------------|-------------|
| まあじ           | 兵庫県まあじ漁業        | 現行水準        |
| まいわし対馬暖流系群    | 兵庫県まいわし漁業       | 現行水準        |
| かたくちいわし対馬暖流系群 | 兵庫県日本海かたくちいわし漁業 | 77,000トンの内数 |
| うるめいわし対馬暖流系群  | 兵庫県日本海うるめいわし漁業  | 44,000トンの内数 |



**兵庫県告示第1243号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都道府県別漁獲可能量  
11.5トン

- 2 知事管理漁獲可能量  
法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 管理区分          | 知事管理漁獲可能量 |
|---------------|-----------|
| 兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業 | 6.2トン     |
| 兵庫県その他漁業      | 5.3トン     |



**兵庫県告示第1244号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置                     |             |                    |              |           |    |                   |
|----|--------------------------|-------------|--------------------|--------------|-----------|----|-------------------|
|    | 漁業種類                     | 操業区域<br>(注) | 漁業時期               | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン<br>数  | 隻数 | 漁業を営<br>む者の資<br>格 |
| 西播 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業         | 別記1の1       | 周年                 | 別記2          | 5トン<br>未満 | 1隻 | 定めなし              |
|    | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業       | 別記1の1       | 4月1日から<br>10月20日まで |              |           |    |                   |
|    | 手繰第3種漁業<br>そろばんこぎ網<br>漁業 | 別記1の2       | 4月1日から<br>11月20日まで |              |           |    |                   |

|         |                              |              |  |    |           |    |    |
|---------|------------------------------|--------------|--|----|-----------|----|----|
|         | 手繰第3種漁業<br>まんが漁業             | 別記1の3        | 10月20日から<br>翌年4月30日<br>まで                      |    |           |    |    |
|         | その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の4        | 4月1日から<br>12月31日まで                             |    |           |    |    |
|         |                              | 別記1の5        | 6月1日から<br>12月31日まで                             |    |           |    |    |
| 仮屋<br>森 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の6        | 周年   | 同上 | 5トン<br>未満 | 1隻 | 同上 |
|         | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の6        | 周年   |    |           |    |    |
|         | 手繰第2種漁業<br>いかなごぱっち<br>網漁業    | 別記1の7及<br>び8 | 2月5日から<br>7月15日まで                              |    |           |    |    |
|         | その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の9        | 周年   |    |           |    |    |
| 岩屋      | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の10       | 周年   | 同上 | 5トン<br>未満 | 1隻 | 同上 |
|         | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の10       | 周年   |    |           |    |    |
|         | 手繰第2種漁業<br>いかなごぱっち<br>網漁業    | 別記1の7及<br>び8 | 2月5日から<br>7月15日まで                              |    |           |    |    |
|         | その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の11       | 周年   |    |           |    |    |
| 北淡      | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の12       | 周年   | 同上 | 5トン<br>未満 | 1隻 | 同上 |
|         | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の12       | 周年   |    |           |    |    |
|         | 手繰第2種漁業<br>いかなごぱっち<br>網漁業    | 別記1の13       | 3月1日から7<br>月15日まで                              |    |           |    |    |
|         |                              | 別記1の14       | 2月5日から<br>7月15日まで<br>及び11月25日<br>から12月4日<br>まで |    |           |    |    |
|         | 手繰第3種漁業<br>石こぎ網漁業            | 別記1の15       | 10月20日から<br>翌年5月31日<br>まで                      |    |           |    |    |

|   |                              |        |                           |    |           |    |    |
|---|------------------------------|--------|---------------------------|----|-----------|----|----|
|   | 手繰第3種漁業<br>まんが漁業             | 別記1の16 | 10月20日から<br>翌年4月30日<br>まで |    |           |    |    |
| 湊 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の17 | 周年                        | 同上 | 5トン<br>未満 | 1隻 | 同上 |
|   | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の17 | 周年                        |    |           |    |    |
|   | 手繰第3種漁業<br>まんが漁業             | 別記1の18 | 10月20日から<br>翌年4月30日<br>まで |    |           |    |    |
|   | その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の19 | 4月1日から<br>12月31日まで        |    |           |    |    |
|   |                              | 別記1の20 | 6月1日から<br>12月31日まで        |    |           |    |    |

(注)「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月26日から令和6年1月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区   | 条件                                    |
|------|---------------------------------------|
| 西播   | 別記3の1、6から10まで、11、14から16まで、21、24から28まで |
| 仮屋、森 | 別記3の2、5、6、8から13まで、16、17、22、28         |
| 岩屋   | 別記3の2、5、6、8から13まで、16、17、22、28         |
| 北淡   | 別記3の4、6から13まで、16、18から20まで、23、25       |
| 湊    | 別記3の3、6から11まで、14から17まで、24、25、28       |

別記1 操業区域

- 1 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 3 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 4 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。

- 5 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 8 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 9 洲本市小路谷から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 10 淡路市志筑から同市室津までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 大阪湾における禁止解除区域のうち淡路市志筑から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 12 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 13 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 14 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 15 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 16 淡路市江井崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 17 洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 18 洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 19 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 20 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

#### 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

#### 別記3 条件

- 1 次の(6)、(7)及び(4)を順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。

- (1) たつの市地ノ唐荷島頂上

- (2) 赤穂市取揚島頂上
- (3) 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
- (4) 岡山県備前市鹿久居島東端
- (5) 岡山県備前市大多府島南端
- (6) (5)と(1)を結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
- (7) (3)と(2)とを結んだ直線の延長線と(5)と(1)とを結んだ直線との交差点
- 2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 3 次の(1)と(3)とを結んだ直線と(2)と(4)とを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面(以下「鳴門海峡禁止海面」という。)並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
  - (1) 南あわじ市丸山崎西端
  - (2) 南あわじ市釣島鼻突端
  - (3) 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
  - (4) 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
- 4 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 8 たちうおを目的として操業してはならない。
- 9 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 10 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 11 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 13 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 14 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 15 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 16 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 17 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 18 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 19 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 20 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 21 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 22 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 23 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

| 期間 | 3月から4月まで         | 5月から8月まで         | 9月から10月まで        | 11月から翌年2月まで      |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 時間 | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前4時から<br>午後8時まで | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午後6時まで |

- 24 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

|    |                  |                  |                  |                  |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 期間 | 3月から4月まで         | 5月から8月まで         | 9月から10月まで        | 11月から翌年2月まで      |
| 時間 | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前4時から<br>午後8時まで | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午後6時まで |

25 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

26 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。

27 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

|             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 直径          | 本体中央部の肉厚     | 周縁部の肉厚       |
| 11センチメートル以下 | 1.5センチメートル以上 | 0.5センチメートル以上 |

28 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第1245号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置                |                          |   |          |           |    |   |
|----|---------------------|--------------------------|---|----------|-----------|----|---|
|    | 漁業種類                | 操業区域                     | 漁業時期  | 推進機関の馬力数 | 総トン数      | 隻数 | 漁業を営む者の資格                                 |
| 湊  | 手繰第2種漁業<br>なまここぎ網漁業 | 共第133号共同<br>漁業権漁場の<br>区域 | 3月1日から<br>4月30日まで<br>及び11月20日<br>から12月27日<br>まで | 別記       | 5トン<br>未満 | 1隻 | 操業区域の<br>漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月26日から令和6年1月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。

イ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

別記 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）

による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。） 15馬力以下



**兵庫県告示第1246号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置     |   |                 |              |                  |    |           |
|----|----------|---|-----------------|--------------|------------------|----|-----------|
|    | 漁業種類     | 操業区域<br>(注)                                   | 漁業時期            | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数             | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 西播 | 荒目巾着網漁業  | 洲本市先山頂上と姫路市上島灯台を結んだ線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 | 4月1日から12月31日まで  | 別記           | 5トン以上<br>15トン未満  | 8隻 | 定めなし      |
|    |          |   |                 |              | 15トン以上<br>25トン未満 | 4隻 |           |
|    | いわし揚繰網漁業 | 姫路市から赤穂市に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。                | 7月1日から翌年3月31日まで | 同上           | 5トン以上<br>15トン未満  | 8隻 | 同上        |
|    |          |   |                 |              | 15トン以上<br>25トン未満 | 4隻 |           |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月14日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 荒目巾着網漁業は次の(ア)及び(イ)を結ぶ直線、(イ)から(ウ)に至る明石市の海岸線、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ク)を順次結ぶ5直線並びに淡路市江崎から南あわじ市門崎に至る海岸線によって囲まれた海面においては操業してはならない。

(ア) 淡路市江崎灯台中心点

(イ) 明石市林崎漁港東防波堤起点（東波止根元）

(ウ) 明石市明石城西やぐらから香川県小豆郡星ヶ城の頂上見通線と明石市の海岸線との交差点

(エ) 明石城西やぐらから星ヶ城の頂上見通線と洲本市先山の頂上を淡路市明神鼻の北端に重ねて見通した線との交差点

(オ) 先山の頂上を明神鼻の北端に重ねて見通した線と南あわじ市ダマ山の頂上を同市雁子岬突端に重ねて見通した線との交差点

(カ) ダマ山の頂上を雁子岬突端に重ねて見通した線と淡路市江井崎から徳島県鳴門市大麻山頂上見通線

との交差点

(イ) 江井崎から大麻山頂上見通線と南あわじ市門崎突端から星ヶ城の頂上を見通した線との交差点

(ロ) 南あわじ市門崎突端

イ いわし揚線網漁業は播磨灘航路第4号灯浮標から香川県東かがわ市引田鼻灯台を見通した線以南の区域においては操業してはならない。

ウ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

エ 自動船舶識別装置 (AIS) を備え付け、操業又は航行するときは当該電子機器を常時作動しなければならない。

別記 推進機関の馬力数

350キロワット又は旧漁船法馬力数 (漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) による改正前の漁船法施行規則 (昭和25年農林省令95号) に基づいて算出した馬力数をいう。) 75馬力以下



兵庫県告示第1247号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則 (令和2年兵庫県規則第48号) 第4条第1項第2号に掲げるあわび漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 漁業種類        | 操業区域   | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
|----|-------------|--|------|----------|------|----|-----------|
| 伊保 | 機船あわび漁業 (注) | 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。 | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |

(注) 漁業種類にある「機船あわび漁業」とは船舶を使用するあわび漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月26日から令和6年1月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第1248号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則 (令和2年兵庫県規則第48号) 第4条第1項第3号に掲げるなまこ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 漁業種類       | 操業区域   | 漁業時期             | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
|----|------------|--|------------------|----------|------|----|-----------|
| 伊保 | 機船なまこ漁業(注) | 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。 | 11月1日から翌年4月30日まで | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |

(注) 漁業種類にある「機船なまこ漁業」とは船舶を使用するなまこ漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月26日から令和6年1月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第1249号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区        | 制限措置            |         |      |                     |          |      |     |           |
|-----------|-----------------|---------|------|---------------------|----------|------|-----|-----------|
|           | 漁業種類            | 操業区域(注) | 漁業時期 |                     | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 明石浦<br>林崎 | たい、はまち<br>五智網漁業 | 別記の1    | たい   | 4月1日から<br>12月31日まで  | 定めなし     | 定めなし | 57隻 | 定めなし      |
|           |                 |         | はまち  | 9月15日から<br>11月20日まで |          |      |     |           |

|                   |                 |      |                                       |                     |    |    |     |    |
|-------------------|-----------------|------|---------------------------------------|---------------------|----|----|-----|----|
| 江井島<br>二見町<br>播磨町 | たい、はまち<br>五智網漁業 | 別記の2 | たい                                    | 4月1日から<br>12月31日まで  | 同上 | 同上 | 53隻 | 同上 |
|                   |                 |      | はまち                                   | 9月15日から<br>11月20日まで |    |    |     |    |
| 岩屋                | たい、はまち<br>五智網漁業 | 別記の3 | 1月1日から12月31日まで                        |                     | 同上 | 同上 | 16隻 | 同上 |
| 北淡                | たい、はまち<br>五智網漁業 | 別記の4 | たい                                    | 1月1日から<br>12月31日まで  | 同上 | 同上 | 33隻 | 同上 |
|                   |                 |      | はまち                                   | 9月10日から<br>11月20日まで |    |    |     |    |
| 福良                | たい、はまち<br>五智網漁業 | 別記の5 | 4月1日から7月31日まで<br>及び9月1日から12月31日<br>まで |                     | 同上 | 同上 | 3隻  | 同上 |

(注)「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年2月14日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 区分                  | 条件                                       |
|---------------------|--|
| 操業区域の1から2まで及び4に係るもの | はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない |

別記 操業区域

1 明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

3 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

4 淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

5 南あわじ市福良門崎から同市潮崎に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1250号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期

間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置           |   |                        |                  |      |     |               |
|----|----------------|---|------------------------|------------------|------|-----|---------------|
|    | 漁業種類           | 操業区域<br>(注)   | 漁業時期                   | 推進機<br>関の馬<br>力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者<br>の資格 |
| 一宮 | たい、あじ<br>五智網漁業 | 淡路市野島江崎<br>から洲本市五色<br>町に至る海面。た<br>だし、共同漁業権<br>の区域を除く。 | 3月1日か<br>ら11月30日<br>まで | 定めなし             | 定めなし | 30隻 | 定めなし          |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月14日から同年3月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第1251号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区   | 制限措置                   |   |      |                  |          |    |               |
|------|------------------------|---|------|------------------|----------|----|---------------|
|      | 漁業種類                   | 操業区域<br>(注)   | 漁業時期 | 推進機<br>関の馬<br>力数 | 総トン数     | 隻数 | 漁業を営む者<br>の資格 |
| 南あわじ | たい、あじ、<br>かます<br>五智網漁業 | 南あわじ市松帆慶野か<br>ら同市門崎北端に至る<br>海面。ただし、距岸500<br>メートル以内の海面及<br>び共同漁業権の区域を<br>除く。 | 周年   | 定めな<br>し         | 定めな<br>し | 2隻 | 定めな<br>し      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月14日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない。」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第1252号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置 |             |      |              |      |    |               |
|-----|------|-------------|------|--------------|------|----|---------------|
|     | 漁業種類 | 操業区域<br>(注) | 漁業時期 | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 神戸市 | 建網漁業 | 別記の1        | 周年   | 定めなし         | 定めなし | 2隻 | 定めなし          |
| 五色町 | 建網漁業 | 別記の2        | 同上   | 同上           | 同上   | 1隻 | 同上            |

(注)「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月26日から同年1月26日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市室津港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1253号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置         |  |                    |              |      |     |               |
|----|--------------|--|--------------------|--------------|------|-----|---------------|
|    | 漁業種類         | 操業区域<br>(注)  | 漁業時期               | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 東浦 | あかした<br>刺網漁業 | 淡路市鶴崎と大阪府岸<br>和田市木材港北端を結<br>んだ線から、洲本市三ツ<br>川河口と大阪府泉南郡<br>岬町深日港北端を結ん<br>だ線に至る兵庫県海面。<br>ただし、共同漁業権の区<br>域を除く。 | 6月15日から<br>8月15日まで | 定めなし         | 定めなし | 25隻 | 定めなし          |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月14日から同年3月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。



**兵庫県告示第1254号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置       |             |                     |              |      |     |               |
|-----|------------|-------------|---------------------|--------------|------|-----|---------------|
|     | 漁業種類       | 操業区域<br>(注) | 漁業時期                | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 高砂  | かに刺網<br>漁業 | 別記の1        | 8月1日から10<br>月31日まで  | 定めなし         | 定めなし | 1隻  | 定めなし          |
| 家島町 | かに刺網<br>漁業 | 別記の2        | 7月16日から10<br>月15日まで | 同上           | 同上   | 37隻 | 同上            |

(注) 「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月14日から同年3月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

別記 操業区域

1 明石市二見町から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 次の点によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

(1) 播磨灘北航路第6号灯浮標

- (2) 播磨灘北航路第7号灯浮標
- (3) 播磨灘北航路第8号灯浮標
- (4) 姫路八木港西防波堤灯台と姫路上島頂上の見通し線と、東播磨港高砂西防波堤灯台と播磨灘北航路第8号灯浮標の見通し線との交点
- (5) 姫路上島頂上
- (6) 播磨灘北航路第9号灯浮標
- (7) 姫路市加島南端
- (8) 姫路市小松島西端



**兵庫県告示第1255号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置        |             |                    |              |      |     |               |
|----|-------------|-------------|--------------------|--------------|------|-----|---------------|
|    | 漁業種類        | 操業区域<br>(注) | 漁業時期               | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 兵庫 | さわら流<br>網漁業 | 別記1の1       | 6月1日から<br>10月31日まで | 定めなし         | 定めなし | 3隻  | 定めなし          |
| 坊勢 | さわら流<br>網漁業 | 別記1の2       | 4月1日から<br>11月11日まで | 同上           | 同上   | 7隻  | 同上            |
| 西浦 | さわら流<br>網漁業 | 別記1の3       | 4月1日から<br>11月11日まで | 同上           | 同上   | 42隻 | 同上            |

(注)「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年2月14日から同年3月16日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区     | 条件        |
|--------|-----------|
| 坊勢及び西浦 | 別記2の1、2、3 |

別記1 操業区域

- 1 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市地先海面。ただし、神戸港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）及び神戸市須磨区鉢伏山展望台より180度の線以西の海面、並びに共同漁業権の区域を除く。
- 2 姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

3 淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、(1)と(2)を結んだ線及び(2)と(3)を見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。

- (1) 姫路市上島
- (2) 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点
- (3) 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点

別記2 条件

- 1 4月から8月に至る間は、午前5時から午後6時まで、9月から11月に至る間は、午前5時から午後5時まで操業してはならない。
- 2 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。
- 3 投網、揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。



兵庫県告示第1256号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区名      | 制限措置       |             |                     |              |      |     |               |
|----------|------------|-------------|---------------------|--------------|------|-----|---------------|
|          | 漁業種類       | 操業区域<br>(注) | 漁業時期                | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 坊勢       | ひら流網<br>漁業 | 別記の1        | 9月1日から<br>11月30日まで  | 定めなし         | 定めなし | 7隻  | 定めなし          |
| 五色町<br>A | ひら流網<br>漁業 | 別記の2        | 9月1日から<br>11月30日まで  | 同上           | 同上   | 23隻 | 同上            |
| 五色町<br>B | ひら流網<br>漁業 | 別記の3        | 12月1日から<br>12月31日まで | 同上           | 同上   | 14隻 | 同上            |

(注)「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月14日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 使用する網の目合いは109ミリメートル以上とする。
- イ 午前0時から午後5時まででは操業してはならない。
- ウ 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。
- エ 投網、揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。

別記 操業区域

- 1 姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、(1)と(2)を結んだ線及び(2)と(3)を見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。

- (1) 姫路市上島
  - (2) 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点
  - (3) 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点
- 3 洲本市五色町海面。ただし、(1)と(2)を結んだ線及び(2)と(3)を見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。
- (1) 姫路市上島
  - (2) 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点
  - (3) 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点



**兵庫県告示第1257号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区番号 | 地区    | 制限措置   |             |                    |              |      |     |               |
|------|-------|--------|-------------|--------------------|--------------|------|-----|---------------|
|      |       | 漁業種類   | 操業区域<br>(注) | 漁業時期               | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 1    | 仮屋、森  | きす流網漁業 | 別記1の1       | 周年                 | 定めなし         | 定めなし | 9隻  | 定めなし          |
| 2    | 岩屋    | きす流網漁業 | 別記1の2       | 6月1日から<br>11月30日まで | 同上           | 同上   | 12隻 | 同上            |
|      |       |        | 別記1の3       | 周年                 |              |      |     |               |
| 3    | 北淡一宮町 | きす流網漁業 | 別記1の4       | 6月1日から<br>11月30日まで | 同上           | 同上   | 43隻 | 同上            |

(注)「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月14日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区番号 | 条件      |
|------|---------|
| 1及び3 | 別記2の1、2 |
| 2    | 別記2の1、3 |

別記1 操業区域

- 1 神戸市播磨塩屋港南防波堤灯台と和歌山県友ヶ島灯台を結んだ線以東の海面であって、淡路市岩屋港北

防波堤西灯台と大阪府泉大津沖埋立処分場二号灯を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 2 淡路市江崎灯台と播磨灘航路6番灯浮標を結んだ線以南の海面であって淡路市江崎から同市野島大川までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 神戸市播磨塩屋港南防波堤灯台と和歌山県友ヶ島灯台を結んだ線以東の海面であって、淡路市岩屋港北防波堤西灯台と大阪府泉大津沖埋立処分場二号灯を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 次の(1)、(5)及び(6)を結んだ線及び(6)から香川県小豆島星ヶ城を見通した線以南の海面のうち、淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
  - (1) 淡路市江崎灯台
  - (2) 播磨灘航路6番燈浮標
  - (3) 淡路市江井埼北端
  - (4) 播磨灘鹿ノ瀬燈浮標
  - (5) (1)と(2)を結んだ延長線と(3)と(4)を結んだ線の交点
  - (6) (3)と(4)を結んだ延長線と明石市明石城と香川県小豆島星ヶ城の見通し線との交点

別記2 条件

- 1 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。
- 3 操業1統（1隻）につき使用する網数は25把以内（1把の浮子方の長さ16メートル以内）又は使用する網の総延長は、400メートル以内のいずれかでなければならない。



兵庫県告示第1258号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区       | 制限措置  |             |      |              |      |    |               |
|----------|-------|-------------|------|--------------|------|----|---------------|
|          | 漁業種類  | 操業区域<br>(注) | 漁業時期 | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 明石浦      | ひき縄漁業 | 別記の1        | 周年   | 定めなし         | 定めなし | 2隻 | 定めなし          |
| 南淡<br>沼島 | ひき縄漁業 | 別記の2        | 同上   | 同上           | 同上   | 1隻 | 同上            |

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年12月26日から令和6年1月26日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。  
 なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。
- 2 紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1259号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置             |                                    |      |              |      |    |               |
|-----|------------------|------------------------------------|------|--------------|------|----|---------------|
|     | 漁業種類             | 操業区域<br>(注)                        | 漁業時期 | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 江井島 | まだこ・いいだこ<br>つぼ漁業 | 明石市林から明石市魚住町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 | 周年   | 定めなし         | 定めなし | 1隻 | 定めなし          |

(注)「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年12月26日から令和6年1月26日まで
- 3 備考  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年12月31日までとする。



兵庫県告示第1260号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区名 | 制限措置 |             |      |              |      |    |               |
|-----|------|-------------|------|--------------|------|----|---------------|
|     | 漁業種類 | 操業区域<br>(注) | 漁業時期 | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
|     |      |             |      |              |      |    |               |

|     |            |   |                |      |      |    |      |
|-----|------------|---|----------------|------|------|----|------|
| 姫路市 | たこつぼ<br>漁業 | 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 | 3月1日から11月30日まで | 定めなし | 定めなし | 1隻 | 定めなし |
|-----|------------|---|----------------|------|------|----|------|

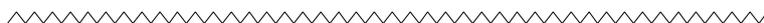
(注)「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月26日から令和6年1月26日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年12月31日までとする。



兵庫県告示第1261号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置        |   |      |          |      |    |           |
|----|-------------|---|------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類        | 操業区域<br>(注)   | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 姫路 | かさご・めばるかご漁業 | 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 2隻 | 定めなし      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月26日から令和6年1月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。

イ かご数は50個以内でなければならない。



**兵庫県告示第1262号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第18号に掲げる小型定置網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置  |      |                    |          |      |       |           |
|-----|-------|------|--------------------|----------|------|-------|-----------|
|     | 漁業種類  | 操業区域 | 漁業時期               | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 漁業者の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 東二見 | ます網漁業 | 別記   | 5月1日から<br>11月30日まで | 定めなし     | 定めなし | 1人    | 定めなし      |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月14日から令和6年3月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

別記 操業区域

基点1より204度50メートルの線から基点2より204度50メートルの線に至る間の海面及び基点3より125度100メートルの線から基点4より125度100メートルの線に至る間の海面

- 基点1 南二見埋立地南西角より護岸に沿い東へ500メートルの点
- 基点2 南二見埋立地南西角より護岸に沿い東へ1,000メートルの点
- 基点3 南二見埋立地東北角より護岸に沿い南へ110メートルの点
- 基点4 南二見埋立地東北角より護岸に沿い南へ530メートルの点



**兵庫県告示第1263号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則規則第48号）第4条第1項第19号に掲げる地びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 |      |      |          |      |    |           |
|----|------|------|------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
|    |      |      |      |          |      |    |           |

|    |            |  |                    |      |      |    |   |
|----|------------|--|--------------------|------|------|----|---|
| 岩屋 | 地びき網<br>漁業 | 共第113号共同漁<br>業権漁場のうち、<br>距岸200メートル<br>までの海面（淡路<br>市岩屋地先海面） | 4月1日から<br>11月30日まで | 定めなし | 定めなし | 2隻 | 操業区域の<br>漁業権の行<br>使権を有す<br>る者又は操<br>業区域の漁<br>業権者の同<br>意を得てい<br>る者 |
|----|------------|--|--------------------|------|------|----|---|

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年2月14日から同年3月16日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付けることがある。

使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内であればならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |